## 2 訪問入浴介護サービスコード表

#-1	 	サービス内容略称	算定項目						合成	算定	
種類 項目		2 22130140		<del>ታ</del> ንሊ /							単位
12	1111	訪問入浴		看護職員1人及び介						1.266	1回につき
12	1112	訪問入浴·部分浴	訪問	護職員2人				清拭又は部分浴のとき	× 90%	1.139	.,,,,,,,,
12	1121	訪問入浴・職員のみ	入	1.266 単位			介護職員3人の場合	777777710-11-777711-7-0-0		1,203	
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴	浴	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			× 95%	清拭又は部分浴のとき	× 90%	1.083	
12	1131	訪問入浴·虐防	介護		高齢者は未実施は	を は第				1,253	
12	1132	訪問入浴·虐防·部分浴	費		<b>木夫</b> 他;	以异		清拭又は部分浴のとき	× 90%	1,128	
12	1133	訪問入浴・虐防・職員のみ				1% 減算	介護職員3人の場合			1,190	
12	1134	訪問入浴・虐防・職員のみ・部分浴					× 95%	清拭又は部分浴のとき	× 90%	1,071	
12	4111	訪問入浴同一建物減算1		事業所と同一建物の   同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算							1月につき
12	4112	訪問入浴同一建物減算2		を行う場合 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算							
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算 所定単位数の 15% 加算								1回につき
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算								
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算								
12	4113	訪問入浴初回加算	口初回	口 初回加算 200 単位加算							1月につき
12	6133	訪問入浴認知症専門ケア加算	八 認知症専門ケア加算			(1)認知症専門ケア加算( )			3 単位加算	3	1日につき
12	6134	訪問入浴認知症専門ケア加算				(2)認知症専門ケア加算( )			4 単位加算	4	
12	4000	訪問入浴看取り連携体制加算	ニ 看取り連携体制加算(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り) 64 単位加算						64	1回につき	
12	6099	訪問入浴サービス提供体制加算	ホサー	・ビス提供体制強化加	算 (	1)サービス提供(	本制強化加算( )		44 単位加算	44	
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算			(	2)サービス提供(	本制強化加算( )		36 単位加算	36	
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算			(	3)サービス提供(	本制強化加算( )		12 単位加算	12	
12	6106	訪問入浴処遇改善加算	へ 介護	<b>護職員処遇改善加算</b>	(1)介護	職員処遇改善加	算( )	所定単位	立数の 58/1000 加算		1月につき
12	6105	訪問入浴処遇改善加算			(2)介護	職員処遇改善加	算( )	所定単位	立数の 42/1000 加算		
12	6102	訪問入浴処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 23/1000 加						立数の 23/1000 加算		
12	6111	訪問入浴特定処遇改善加算	ト介護	職員等特定処遇改善	加算 (	1)介護職員等特	定処遇改善加算( )	所定単位数	の 21/1000 加算		
12	6112	訪問入浴特定処遇改善加算			(	2)介護職員等特	定処遇改善加算( )	所定単位数	の 15/1000 加算		
12	6114	訪問入浴ベースアップ等支援加算 チ 介護職員等ベースアップ等支援加算						所定単位数	の 11/1000 加算		